

共済さがみ



さがみまち紹介 (武雄市)

武雄の大楠

樹齢3000年以上で市の天然記念物に指定されている日本巨木ランキング第6位の大楠です。武雄神社の御神木となっています。街中の喧騒が届かない静謐な環境で心が穏やかになるのを感じます。厳かな雰囲気、心を打たれ、何度も足を運ばれる方も多いとのこと。



- P2 さがみまち紹介 武雄市
- P4 新理事長・新理事のご紹介／令和8年4月から子ども・子育て支援金の徴収が始まります
- P5 入学貸付・修学貸付のご案内
- P6 令和8年度の短期（医療）給付財源率（掛金・負担金率）の変更
- P8 特定健康診査・特定保健指導の実施状況
- P9 第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）
- P10 老齢厚生年金の請求手続き等

- P12 令和8年度の年金額は国民年金が1.9%、厚生年金が2.0%の引上げ／こことからだの健康相談
- P13 交通事故等に伴う医療機関等の受診の際の注意／整骨院・接骨院のかかり方と施術内容調査
- P14 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定に係る収入要件の変更／令和8年4月から被扶養者認定時の年間収入の判定方法が変わります
- P15 被扶養者の異動手続き／令和8年度の任意継続組合員の掛金率
- P16 共済貯金～臨時積立のご案内～／給付金等受取口座の確認のお願い



武雄市桜名所のごあんない



武雄温泉保養村 池ノ内湖周辺

もよおし広場 # 湖周辺を散策しても
宇宙科学館 # 駐車場あり



円応寺

桜のトンネル # 武雄市重要文化財
駐車場あり (現地案内に従って)



慧州園

日本庭園 # 枝垂れ桜 # 駐車場あり



御船山楽園

ライトアップ # 庭園 # 駐車場あり
立ち寄り湯 (定員予約制)



赤穂山八天桜

桜並木 # ドライブ中にぜひ
駐車場あり (道路横断時に注意)



馬場の山桜

一本桜 # 菜の花とのコラボ
駐車場あり (現地案内に従って)

武雄市内には桜の名所がたくさん！桜の名所の近くにも様々な観光スポットで楽しめます。ぜひその目で実物を楽しんでください。



庭木ダム

隠れた絶景スポット
駐車場あり（現地案内に従って）



乳待坊公園

黒髪山 # 神秘的な雰囲気 # 駐車場あり



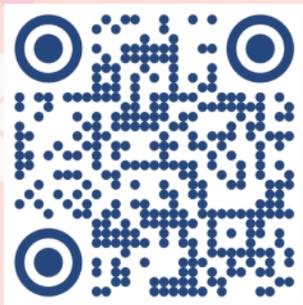
川内ジラカンス桜

ライトアップ # 古木
駐車場あり（現地案内に従って）



きたがた四季の丘公園

お子様連れでぜひ # のびのび遊べる
駐車場あり



武雄市公式 Web サイト
たけおポータル



武雄市観光協会 Web サイト



武雄市観光協会 Web サイト
「たけおの春」

新理事長のご紹介



市町村長議員 第2区
小松 政 理事長（武雄市）

理事長の退職に伴い、役員の補欠選挙が令和7年11月12日に行われ、理事長に武雄市長の 小松 政 氏が選出されました。

新理事のご紹介



市町村長議員 第1区
寛松 尊徳 理事（神崎市）

理事の退職に伴い、組合会議員の補欠選挙が令和7年11月4日に、また役員の補欠選挙が令和7年11月12日にそれぞれ行われ、理事に神崎市長の 寛松 尊徳 氏が選出されました。

令和8年11月30日までの任期の間、共済組合の事業運営にご尽力いただきます。

令和8年4月から 「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります

子ども・子育て支援金制度は、こども未来戦略（令和5年12月策定）「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、**全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

開始時期について

令和8年4月から新たに「子ども・子育て支援掛金」を短期掛金、介護掛金等と合わせ、毎月、組合員のみ
なさんから徴収することになります。

みなさんから徴収した支援掛金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。

事業主（所属所）
被保険者（組合員）

支援金
（労使折半）

全ての医療保険者
（共済組合等）

支援納付金

国

こども未来戦略
「加速化プラン」の実施

支援金の使途

支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取組を実施します。

<加速化プランの施策>

- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- こども誰でも通園制度
- 育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金
- 国民年金第1号被保険者の保険料免除措置

詳しくはこども家庭庁ホームページ [こども未来戦略「加速化プラン」](#)をご確認ください



入学貸付・ 修学貸付のご案内

年利
1.26%

共済組合では、入学金や授業料等のために必要な資金について貸付けを行います。ぜひご利用ください。

貸付の種類	《 入学貸付 》	《 修学貸付 》
貸付利率	年1.26%（令和8年3月現在）※ 変動利率	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が、入学する場合	組合員またはその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が、修学している場合
対象学校	○学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	○給料月額6ヵ月分の範囲内 最低額10万円から5万円単位で最高限度額200万円	○最高限度額180万円（3月貸付時） 最低額10万円から5万円単位で申込月の限度額の範囲内 例) 9月貸付の限度額 90万円 月当たり15万円 × 6（当該年度10月～3月の月数）
償還方法	○元利均等償還 ○貸付を受けた月の翌月から償還開始	○元利均等償還 ○修学期間中は、元金の償還を据置き、利息のみの償還 ※ 修学期間中も元利償還申出可能
提出書類	○貸付申込書 ○借用証書（印鑑登録証明書添付） ○借入状況等申告書 ○対象者の戸籍抄本（組合員の被扶養者である場合は不要） ○合格通知書（写）、または入学許可証（写） ○入学費用明細書…確認できる書類を添付 ○入学案内（写）、または入学時納入金払込領収書（写）	○在学証明書（申込み年度の4月1日以降発行分） ※ 4月3日までの申込みについては、入学前は「合格通知書（写）」、進級前は「進級前の在学証明書」を申込み時に提出し、4月中に「該年度の在学証明書」と差替えます。 ○修学費用明細書…確認できる書類を添付
申込日及び貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付 ※ 入学貸付については、申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能です。	

◆ 貸付けを希望される方は、所属所の共済組合事務担当者へご連絡をお願いします。

借入状況等の申告について

共済組合及び他の金融機関等からの借入金に対する償還予定額の合計が、給料の30%に相当する額を超える等の申込みについて、共済組合は貸付けを行いません。

貸付けを申し込む際は、自身の借入状況を把握し、「借入状況等申告書」にて正しく申告を行ってください。

なお、共済組合以外からの借入金に係る申告については、その確認書類（「償還予定表」、「残高証明書」等）の添付をいただきます。また、以前に共済組合から貸付けを受けた方が新規の貸付けを申込みの場合、先に申告済のものを含む全ての借入金について最新の状況を確認しますので、「完済通知書」等、発行された書類は大切に保管しておいてください。

令和8年度の短期（医療）給付財源率

短期（医療）給付の所要財源率の引下げ

令和8年度の短期給付事業は、医療費の増加が予想される一方で、標準報酬等の増加が見込まれるため、令和7年度の所要財源率114.62%から、2.66%引下げ、111.96%に設定し事業運営を行うことになりました。

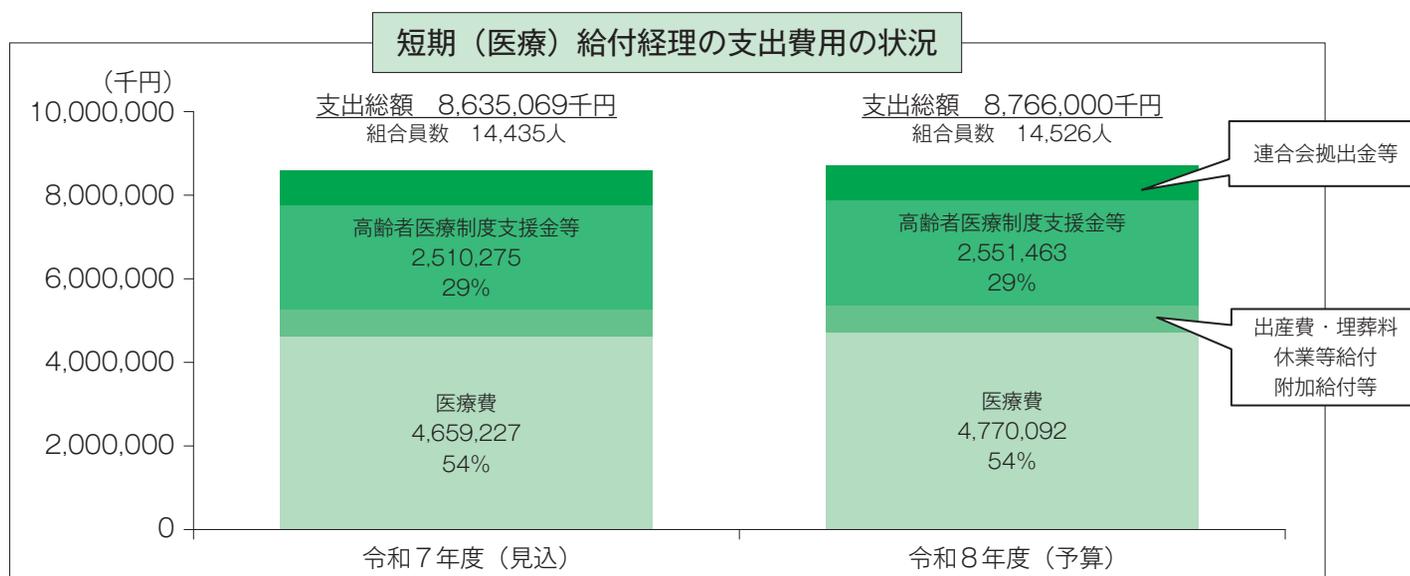
掛金率 (%)	負担金率 (%)
50.095 (1.49減)	55.98 (1.33減)

●医療費は増加傾向

令和8年度の医療費は、令和7年度の医療費の状況、組合員数の動向を基に推計し、令和7年度より約1億1千1百万円（2.4%）の増加を見込んでいます。

●高齢者医療制度に対する支援金等の負担は増加

共済組合は、75歳以上の医療費の運営に係る現役世代の負担として、「後期高齢者支援金」を、65歳から74歳の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」、その他を負担しており、その合計額は、令和7年度より約4千1百万円増加し、25億円以上の負担となっています。



介護掛金・負担金率の引上げ

令和8年度は、介護納付金額の増加に対し、収支均衡を図るため、介護財源率を1.1%引上げ、15.8%に設定し事業運営を行います。

掛金率 (%)	負担金率 (%)
7.9 (0.55増)	7.9 (0.55増)

子ども・子育て支援掛金・負担金率（令和8年度～）

令和8年度から、子ども・子育て支援納付金に係る財源率2.3%を掛金率・負担金率により組合員と所属所で折半負担いただくことになりました。

掛金率 (%)	負担金率 (%)
1.15	1.15

(掛金・負担金率) が変更になります

共済組合の今後の取組

短期給付事業の財政状況は、大変厳しい状況となっておりますが、みなさんの現役時代における疾病予防・早期発見・早期治療による健康の保持が、高齢期の医療費増加の抑制策となります。

そこで、共済組合では、令和7年度に引き続き以下の点について重点的な対応を行っていくこととしております。

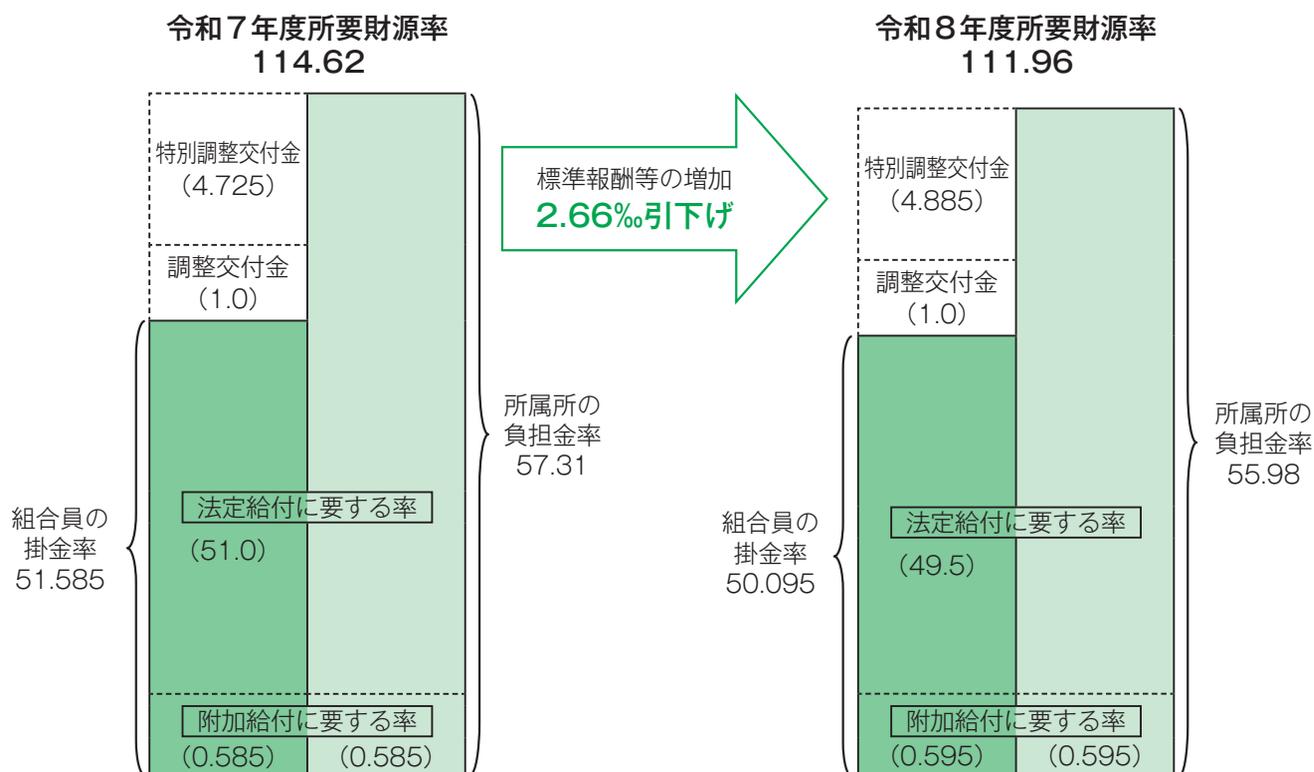
生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防の促進及び医療費増高対策

- ・健診の結果とレセプトデータを基に分析（データヘルス計画）を行い、組合員・職場の健康づくりを推進します。
- ・過去の実績を参考に所属所訪問によるコラボヘルス事業を実施します。
- ・「インフルエンザ予防接種助成事業」を引き続き行います。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進を行います。
- ・柔道整復師の施術にかかる療養費の適正化への取組を行います。
- ・「歯科健診」の実施による歯科疾患の予防対策を行います。
(令和8年度実施地区：鳥栖地区、神埼地区、三養基地区)
- ・シニア世代向け健康サポートを行います。

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和8年度 短期給付の掛金・負担金率 (%)

当共済組合においては、令和8年度は全国市町村職員共済組合連合会が行う、「短期給付財政調整事業」及び「短期給付特別財政調整事業」の適用を受け、組合員の掛金の負担軽減を図ることになります。



注1 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が交付基準率49.5%（令和8年度）を超える組合に「調整交付金」が交付される。

注2 全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付特別財政調整事業」により法定給付に係る所要掛金率が50.5%（令和8年度）を超える場合は、総務大臣から「特別調整組合」の認定を受け、「特別調整交付金」が交付される。

令和6年度 特定健康診査・特定保健指導の実施率

令和6年度特定健康診査受診率（組合員：国への報告値）

	受診率
佐賀西部広域水道企業団	100.0%
小 城 市	99.2%
玄 海 町	99.1%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	98.7%
伊万里・有田地区医療福祉組合	98.7%
伊万里・有田消防組合	98.7%
太 良 町	97.7%
嬉 野 市	97.5%
基 山 町	97.2%
杵藤地区広域市町村圏組合	97.2%
佐賀中部広域連合	97.2%
唐 津 市	96.1%
佐賀東部水道企業団	95.5%
伊 万 里 市	95.4%
佐 賀 市	95.2%
多 久 市	95.2%
全 体	95.1%
み や き 町	94.6%
鹿 島 市	93.4%
有 田 町	93.4%
神 埼 市	93.2%
武 雄 市	92.5%
鳥 栖 市	91.9%
大 町 町	90.6%
白 石 町	89.7%
吉 野ヶ里町	89.6%
上 峰 町	89.2%
江 北 町	87.8%

令和6年度特定保健指導実施率（組合員：国への報告値）

	実施率
佐賀西部広域水道企業団	85.7%
鹿 島 市	78.9%
江 北 町	76.9%
小 城 市	62.2%
基 山 町	59.3%
白 石 町	54.5%
嬉 野 市	50.0%
み や き 町	47.5%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	38.1%
佐 賀 市	35.0%
上 峰 町	33.3%
玄 海 町	32.0%
太 良 町	31.4%
唐 津 市	30.1%
全 体	30.1%
武 雄 市	29.7%
伊 万 里 市	28.4%
有 田 町	28.0%
佐賀東部水道企業団	20.0%
佐賀中部広域連合	16.7%
伊万里・有田地区医療福祉組合	8.8%
大 町 町	8.3%
杵藤地区広域市町村圏組合	5.6%
吉 野ヶ里町	5.3%
多 久 市	4.6%
鳥 栖 市	3.9%

○特定健康診査

40歳以上74歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病のリスクがある方を抽出します。

○特定健康診査受診率（実績と目標）

令和6年度の各所属所の組合員に係る受診率は左上の表のとおりです（対象者が少ない所属所は除く。）。

健康的に仕事を続けていくためには、まずは健診を受けて自身の健康状態をチェックすることが重要です。職場の仲間と声を掛け合い、毎年一回必ず、健診を受けましょう！

なお、組合員、被扶養者等（被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養）の実績と目標値は次のとおりです。

受診率 (%)	6年度実績	6年度目標	7年度目標
組合員	95.1	94.5	
被扶養者等	43.4	37.5	
全 体	85.4	83.5	85.0

※ 令和6年度は目標を達成できました！

○特定保健指導

特定健康診査に基づき生活習慣病のリスクがある方で生活習慣改善により予防が期待できる方に特定保健指導の実施を依頼します。

○特定保健指導実施率（実績と目標）

令和6年度の各所属所の組合員に係る実施率は左下の表のとおりです（対象者が少ない所属所は除く。）。組合員、被扶養者等の実績と目標値は次のとおりです。

受診率 (%)	6年度実績	6年度目標	7年度目標
組合員	30.1		
被扶養者等	7.9		
全 体	28.9	37.0	38.1

※ 令和6年度は目標を達成できませんでした。

△特定保健指導の利用がない、または国への報告時（令和7年10月末）に終了者がいない所属所（実施率0%）

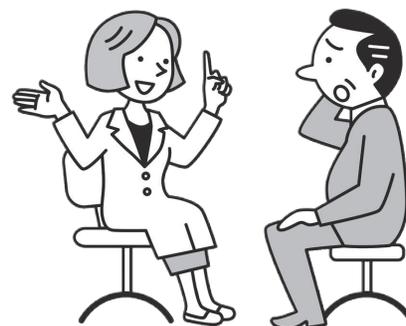
神埼市、伊万里・有田消防組合

○令和7年度分の特定保健指導のご案内

令和7年度中の特定健診結果から、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方（40歳から74歳）に、特定保健指導を順次案内しています。特定保健指導の利用方法については、医療機関等に出向いての実施だけでなく、利用しやすい日時を選択可能な「自宅訪問式またはWEB方式での特定保健指導」も行っております。

特定保健指導を利用する場合、**約1万円～3万円の費用**が発生しますが、**全て共済組合が負担**しています。生活習慣の改善は自分だけではなかなか難しいですが、特定保健指導を利用することで、専門家のサポートを受けながら、**健康管理の方法を無料で習得**することが可能です。

案内が届いた方はぜひご利用ください。



※ 特定健診・特定保健指導は、各年度4月1日時点で資格を有し、かつ翌年3月31日まで継続して加入が見込まれる組合員及び被扶養者のうち、当該年度中に40歳から75歳になられる方を対象としているため、**年度途中で他の医療保険に加入あるいは脱退等、加入している医療保険に異動があった方については、その年度は特定健診・特定保健指導の対象外**となりますのでご注意ください。

○特定健康診査受診率・特定保健指導実施率と後期高齢者支援金

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びその他指標による評価で、後期高齢者支援金（令和6年度実績：約15億円）に加算・減算が行われます。加算対象となった場合は、共済組合が支払う後期高齢者支援金に**最大10%加算**が行われ、財源率（掛金率・負担金率の合計）が引き上げられることで、**組合員のみなさんの家計に影響を与える可能性があります。**

引き続き特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上についてご協力をよろしくお願いします。



第3期データヘルス計画について（令和6年度～令和11年度）

データヘルス計画とは

データヘルス計画とは、レセプトと健診データの分析から健康課題を明らかにするとともに、PDCAサイクルに沿って事業の効果測定と評価を行い、必要に応じ所属所と連携して効果的な保健事業を実施する取組です。

佐賀県市町村職員共済組合では、保険者機能強化の一環として、保健事業の効果的な実施のため、「第3期データヘルス計画」（令和6年度～令和11年度）に基づき、多様な疾病予防、重症化予防などの保健事業に取り組んでいます。

第3期データヘルス計画の目標について

「第3期データヘルス計画」では、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品利用促進及び医療費適正化をはかり、組合員及び被扶養者のみなさんの健康増進・疾病予防を目的として各種保健事業を実施します。

データヘルス計画におけるそれぞれの役割

●組合員・被扶養者のみなさん

ご自身の健康意識を高め、健康の保持増進に向けた生活習慣改善への取組、人間ドック、特定健康診査等の保健事業の活用をお願いします。

●所属所

職員の健康の保持増進に向けた意識付け、各種健診・再検査受診勧奨、共済組合との連携

●共済組合

組合員・被扶養者への情報発信、保健事業の案内。所属所との健康課題共有（健診結果やレセプトによる分析結果等）、保健事業実施上の連携等

※ 「第3期データヘルス計画」については、共済組合ホームページに掲載しております。

トップページ下部の「共済組合公報」バナーから遷移したページにてご確認ください。

老齢厚生年金の請求手続き等について

老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、次の表のとおりとなっており、これから退職される多くの方については、退職の時点で老齢厚生年金の受給権が発生していない状態となっています。

今回は、支給開始年齢到達による老齢厚生年金の請求手続き等について説明します。

【支給開始年齢】

一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S28.4.1以前	60歳
S28.4.2～S30.4.1	61歳
S30.4.2～S32.4.1	62歳
S32.4.2～S34.4.1	63歳
S34.4.2～S36.4.1	64歳
S36.4.2以後	65歳

特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
S34.4.1以前	60歳
S34.4.2～S36.4.1	61歳
S36.4.2～S38.4.1	62歳
S38.4.2～S40.4.1	63歳
S40.4.2～S42.4.1	64歳
S42.4.2以後	65歳

※ 特定消防組合員… 消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点（60歳よりも前に退職したときは退職時）まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員

● ワンストップサービスと年金の請求手続き

厚生年金に関する手続き等は、年金事務所や各都道府県の共済組合など、受給権者の望みいずれか一つの窓口で行うことができます。これを「ワンストップサービス」といいます。

請求書は、老齢厚生年金の受給権発生日の属する月の3ヵ月前に、**最後に加入していた実施機関**から自宅あてに送付されますので、請求書が届きましたら内容を確認し、**受給権発生日（受給開始年齢誕生日の前日）以後に**、必要書類とともに提出してください。

なお、種別の異なる厚生年金被保険者の加入期間がある方については、種別ごとに老齢厚生年金の裁定と支給が行われます。

【一元化後の被保険者の種別と実施機関】

被保険者の種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合等の短期組合員 民間サラリーマン等 (第2～4号以外の者)	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合 公立学校共済組合、警察共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 東京都職員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※ 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、共済組合年金課までご連絡ください。

お問合せ：共済組合 年金課 TEL 0952-29-0333

● 年金を繰り上げて受給するとき

支給開始年齢が61歳以降に引き上げられた方で、一定の要件を満たした方は、60歳以降支給開始年齢に達する前に、老齢厚生年金を繰り上げて受給することができます。その場合は、国民年金の老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。繰上げによる減額率は、1月につき0.4%です。(昭和37年4月1日以前生まれの方は、1月につき0.5%となります。)

なお、在職中は年金の一部または全部が支給停止となる場合がありますので、繰上げ請求をされる場合は、退職日以降に行われるほうが有利になると考えられます。

また、生年月日や性別、消防特例・障害者特例の有無等により、繰上げ受給の方法が異なりますので、繰上げを検討されている方は、共済組合金課または最寄りの年金事務所にご相談ください。

【繰上げ請求を行った場合の減額率と分岐点の例（一般組合員）】

生年月日	通常の支給開始年齢	繰上げ請求の年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
昭和37年4月2日～	65歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点 ※		81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰り上げた場合との年金の累計額がほぼ同じとなる年齢です。(年金額により個人差があります。)

令和8年4月から年金制度が改正されます

● 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金制度とは、働きながら（厚生年金加入）年金を受給する方について、一定額以上の報酬がある場合は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

令和8年4月から、支給停止の基準額が51万円から**65万円**に引き上げられます。

年金 = 老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12
※公務員以外の期間の老齢厚生年金がある場合、すべての年金額を合算します。

賃金 = 「標準報酬月額等」と「過去1年間の賞与等の1/12」の合計

年金 + **賃金** > 65万円 → 支給停止額（月額） = (**年金** + **賃金** - 65万円) × 1/2

※ **年金** + **賃金** が65万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

例えば… 賃金45万円、年金10万円の場合

現行の制度では2万円が支給停止となりますが、改正後は全額支給されます。



(注) 65万円は令和8年度の基準額です。今後、物価、賃金等の変動により改正される場合があります。

(注) 国家公務員または地方公務員の組合員（短期組合員を除く）である間は、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額停止されます。

● 離婚時分割の請求期限を延長

現行
離婚等をした日の翌月から2年以内に請求すると、「合意分割」^{※1}または「3号分割」^{※2}により婚姻期間に係る厚生年金の計算の元となる保険料納付記録を分割できる



改正後
民法改正に伴い請求期限を5年に延長し、離婚等をした日の翌日から5年以内に「合意分割」または「3号分割」の請求ができる

※1 「合意分割」とは、当事者双方の合意または裁判手続きにより按分割合を定めて婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を分割することができる制度です。

※2 「3号分割」とは、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

令和8年度の年金額は 国民年金(基礎年金)が1.9%の引上げ 厚生年金(報酬比例部分)が2.0%の引上げ

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.1%)を用いて改定します。

ただし、マクロ経済スライドによる調整(国民年金(基礎年金)が▲0.2%、厚生年金(報酬比例部分)が▲0.1%)が行われます。

よって、令和8年度の年金額の改定率は、国民年金(基礎年金)が1.9%、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%となります。

令和8年度の参考指標

- ・物価変動率 3.2%
- ・名目手取り賃金変動率 2.1%
- ・マクロ経済スライド調整率 ▲0.2%※

※ 厚生年金(報酬比例部分)の調整率は▲0.1%

こころとからだの健康相談

専門知識を持った有資格者と電話、面接(メンタルヘルスのみ)により健康・メンタルヘルスに関する相談ができます。また、ヘルスケアサービス「みんなの家庭の医学」にご登録いただくと、メールで相談することも可能です。

電話料、相談料及び「みんなの家庭の医学」の利用料は無料、面接カウンセリングは年間5回まで無料で相談が受けられます。

気になる症状・病気、育児や介護の不安、こころの不調など、困った事があれば一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

フリーダイヤルからも健康相談をご利用いただけます。

相談無料 プライバシー厳守



0120-736-226

からだの相談 | 24時間365日 こころの相談 | 平日9:00-21:00 土曜10:00-18:00(日・祝・1/1・2・3休) 受付

利用対象者 | 電話・WEB相談:全組合員と2親等までのご家族 面接相談(こころの相談):全組合員と同居の2親等、別居の1親等までのご家族

「みんなの家庭の医学」アプリ・WEBからも相談が可能。情報もたくさんあります。

どの医療情報を信頼してよいかわからないとき



家庭の医学+

科学的根拠にもとづいた医療・健康情報を、病名・症状から検索可能。医療機関検索では、所在地からや専門医・外国語対応機関についても検索できます。

体調の不安を感じたとき気軽に相談する相手がない



みんなのお悩みQ&A

多くの方からいただくご相談をQ&Aとして掲載。自分の悩みに近い相談事例が見つかります。人に聞きづらいお悩みの解決にもご利用ください。

ちょっと気になる健康情報、旬のネタを知りたい



News+ピックス

子どものこと、感染症のこと、健康トピや人に聞きにくい話まで、こころとからだの気になる健康時事ネタが閲覧できます。

アプリの中でワタシが毎日アドバイスします



Google Play

で手に入れよう

App Store

からダウンロード

団体コード 32410417

●みんなの家庭の医学はご利用時に個人登録と団体登録(団体コード)が必要です●すべてのサービスは無料でご利用になります(通信料金は利用者負担)●本サービスは株式会社保健同人フロンティアに委託・運用しています。

佐賀県市町村職員共済組合

WEB版 kateinoigaku.jp/

交通事故など(第三者行為)に伴う医療機関等の受診で、マイナ保険証等を使用するときは、必ず共済組合にご連絡ください。 必要な手続き書類を送付します。

(地方公務員等共済組合法施行規程第103条)

給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、(略)損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

全額自費診療または全額保険会社負担の場合は、報告不要です。

第三者行為による傷病とは、他人(第三者)による加害行為で起こったケガや病気のこと



など

これらのときに、共済組合の保険給付上、組合員または被扶養者を被害者、相手方を加害者として取り扱います。(交通事故で、相手方の過失が認められれば、組合員または被扶養者のほうの過失割合が高い場合であっても、同様に扱います。)

第三者行為による傷病については、加害者が被害者に対して損害賠償する責任を負います。

しかし、第三者行為に伴う医療機関等の受診において、マイナ保険証等を使用された場合、共済組合は、医療費の7割または8割額(及び高額療養費)を立て替えることになり、その後、立て替えた医療費について、被害者に代わって加害者や保険会社に損害賠償請求を行うこととなります。

なお、仕事や通勤途中のケガや病気については、共済組合の保険給付は受けられません。

整骨院、接骨院のかかり方と施術内容調査について

整骨院等で受ける施術は、次のとおり、共済組合の保険適用対象が限られています。単なる肩こり、筋肉疲労等に対しては保険適用外(全額自己負担)です。

また、病院や診療所等で同じ負傷等の治療中の柔道整復施術は、保険適用外です。はしご受診も避けてください。

○ 保険適用	× 保険適用外(全額自己負担)
<ul style="list-style-type: none"> 急性等の外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ等)、骨折、脱臼 ただし、骨折や脱臼については、医師の同意が必要(応急処置を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良、スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛 疲労回復や慰安目的のあん摩、マッサージ代替りの利用 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど)からくる痛み、こり 脳疾患後遺症等の慢性病や症状の改善が見られない長期の治療 過去の交通事故等による後遺症、仕事や通勤途中におきた負傷

施術内容調査の回答にご協力ください

共済組合では医療費適正化の一環として、整骨院等からの請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているか等を確認するため、多頻度施術等の対象者について、組合員あてに文書で調査を行うことがあります。

調査への回答をいただけない対象者については、「受領委任」の取扱いを中止して「償還払い※」に変更する場合がありますのでご注意ください。

※ 患者が施術所に施術料金の全額を支払い、患者が保険者等に療養費を請求するもの。

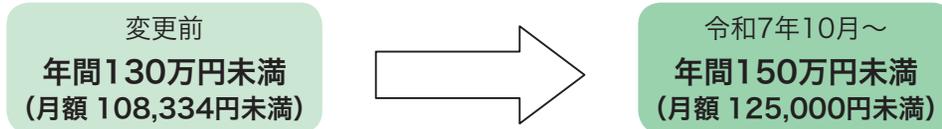
○委託業者 株式会社オークス

委託業者は、全国市町村職員共済組合連合会が共同調達を行い、一般競争入札により決定しました。個人情報の取扱いについては、委託業務の遂行目的以外に使用しない旨の契約を取り交わしています。

19歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）の被扶養者認定に係る収入要件の変更について

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われました。

これに伴い、地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正が行われたことから、被扶養者認定を受ける方のうち、年齢が19歳以上23歳未満である場合の収入要件を次のとおり変更しました。



- 組合員の配偶者は対象外となります。
- 収入要件以外の被扶養者認定要件に変更はありません。
- 収入要件の基準額未満の場合でも、他の健康保険組合等の被保険者となった場合は、被扶養者の資格を喪失することになります。
- 年齢要件（19歳以上23歳未満）については、その年の12月31日現在の年齢で判断します。
例えば、令和8年3月に19歳に到達する方は、令和8年における収入要件は年間150万円未満となります。なお、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である方は12月31日において年齢が加算されます。

（例）令和8年3月に19歳に到達する方の場合

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
扶養認定収入要件	130万円	150万円				130万円

令和8年4月から被扶養者の認定時の「年間収入」の判定方法が変わります

現在の被扶養者の認定については、その対象者の過去の収入、現在の収入、将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、令和8年4月以降の被扶養者の認定は、対象者の収入が「給与収入」のみであれば、労働契約で定められた賃金（諸手当、賞与を含む）から見込まれる年間収入で130万円（※）未満である場合は、原則として、被扶養者に該当するものとなります。

現在の被扶養者の認定	令和8年4月以降の被扶養者の認定
<p>《年間収入が「給与収入」のみの場合》 過去、現在の収入と未来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定</p> <p>【添付書類】 ・勤務先から発行された「雇用証明書」等</p>	<p>《年間収入が「給与収入」のみの場合》 労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円（※）未満で、他の収入が見込まれない場合には、原則として被扶養者に該当すると判定</p> <p>【添付書類】 ・「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類 ・認定対象者からの「給与収入のみである」旨の申し立て</p>

令和8年4月以降の年間収入の取扱い

- 労働契約段階では明確な規定がなく見込みが難しい残業代などは年間収入の見込額には含みません。
- 当初想定されなかった臨時収入によって結果的に年間収入が130万円（※）以上であっても、社会通念上妥当である範囲である場合には、これを理由にして被扶養者の取扱いを変更することはありません。
- 労働契約内容が確認できる書類がない場合は、これまでどおり、勤務先から発行された雇用証明書等により年間収入を確認します。
- 給与以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合は、これまでどおり収入額が確認できる書類を提出いただき年間収入を確認します。

（※）認定対象者が障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上の場合には180万円、認定対象者（配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合は150万円

被扶養者の異動手続きについて

春は、就職や進学など異動が多い季節です。

被扶養者が就職した場合は資格の取消、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すことになり、資格の取消日以降の医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

	令和8年4月の状況	手続きに必要な書類
取消	①被扶養者が就職したとき 就職先で健康保険に未加入の場合であっても、パートやアルバイトなどで月額108,334円(注1)以上の恒常的な収入がある場合は、資格の取消の手続きが必要です。	・被扶養者申告書 ・資格確認書(交付されている場合) ・取消日が確認できる書類 (資格情報通知書の写し、労働条件通知書等)
再認定	②高専・短大・大学・大学院へ進学するとき、または在学中のとき (夜間・定時制・通信制を除く。)	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和8年4月以降に発行されたもの)
	③専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和8年4月以降に発行されたもの) ・令和8年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・労働条件通知書又は雇用証明書等(収入がある場合)
	④18歳以上で求職中・未就労であり無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円(注1)未満のとき	・被扶養者申告書 ・扶養申出書 ・令和8年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・労働条件通知書又は雇用証明書等(収入がある場合)

注1 19歳以上23歳未満(配偶者を除く。)の者は月額125,000円、公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上の者は年金を含めて月額150,000円

注2 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

注3 ③、④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。

令和8年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました

任意継続組合員の令和8年度の掛金率が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、令和8年4月から任意継続組合員についても「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。

区分	令和7年度	令和8年度
短期(医療)掛金率	108.895%	106.075%
介護掛金率	14.70%	15.80%
子ども・子育て支援掛金率	(令和8年度より新設)	2.30%

掛金の額は、任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(36万円を超える場合は36万円)に、短期(医療)掛金率、介護掛金率(40歳以上65歳未満の方)及び子ども・子育て支援掛金率をそれぞれ乗じて算出し、合わせた額を納付していただきます。

※ 任意継続組合員の手続き等については、「共済さが」令和7年9月号(No.371)をご確認ください。
共済組合ホームページ<http://www.saga-kyosai.jp/>でもご覧いただけます。

★年利 **0.8%** (半年複利)
★個人で直接の積立も可能

共済貯金

～臨時積立のご案内～

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。

ボーナスや臨時収入のお預け入れにつきましても、是非ご利用ください。

- ・臨時積立の対象者は、共済貯金加入者です（定例積立中断中の加入者を含みます。）。
- ・未加入の方は、加入手続き後、貯金加入月から臨時積立が可能になります。

※ 加入申込の締切は毎月5日（共済組合必着日。土日祝日に当たるときは直前の平日）です。

臨時積立の方法

添付の「**払込票**」を使用し、最寄の**佐賀銀行**で振込んでください。振込手数料は**組合員負担**となります。

金額・回数

金額は千円単位で、上限はありません。
臨時積立は同一月に何度でも可能です。

利息

共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

通知

臨時積立を行った月の翌月10日前後に「貯金入金通知書」を送付します。

市町村共済		貯 払 込 票		テレ為替	
令和8年度		令和8年4月分			
金額		¥200000		円	
払込先銀行		佐賀銀行 県庁支店		内	
受取人氏名		佐賀県市町村職員共済組合		定例積立金	
預金種目		普通 口座番号 100847		臨時積立金	
依頼人氏名		共済太郎		200,000 円	
記号番号		123-12345		円	
上記金額を払込みました。		(受領印)		(備考)	
株式会社 佐賀銀行		組合員等記号番号を必ず記入してください。			
(払込人保管)					

※ 共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。

そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。

お問合せ：

佐賀県市町村職員共済組合
総務課 貯金係
TEL 0952-29-0334

「貯金加入申込書」他共済貯金手続きに係る各様式は、所属所の共済組合事務担当課で保有されています。

給付金等受取口座の確認のお願い

給付金の振込や共済貯金の払戻し等で、口座情報の相違（名義相違や口座がすでに解約されている）等により送金エラーが発生するケースが増えています。円滑な給付金等の送金のため、受取口座のご確認にご協力をお願いします。

●ご確認いただきたいこと

- ・共済組合へ届け出ている口座が現在も使用可能な口座であるか。
※ 登録口座は、主に資格取得時に届け出ている口座です。
※ 不明な場合は、所属所の共済組合事務担当課を通じて共済組合へお問い合わせください。

●変更の必要がある場合

「給付金等受取金融機関変更届書」を所属所経由でご提出ください。
様式は、共済組合ホームページからもダウンロードができます。

●氏名変更された場合

共済組合への届出に加え、金融機関での氏名変更手続きも忘れずに行ってください。

お問合せ：共済組合 保健課 資格係 TEL：0952-29-0332